

大分県身体障害者福祉センターの指定管理候補者の選定結果について

平成 17 年 11 月 1 日
大分県福祉保健部障害福祉課

1 経緯

大分県身体障害者福祉センターの指定管理候補者の選定にあたり、大分県福祉保健部指定管理候補者選定委員会（以下、選定委員会）は、応募事業者から提出された書類の審査を行ってまいりましたが、このたび、審査・選定が終了いたしましたので、ここに結果をお知らせします。

2 大分県福祉保健部指定管理候補者選定委員会 委員等

委員長 一宮 公人（大分県福祉保健部審議監）
委員 松村 良平（大分県福祉保健部福祉保健企画課長）
委員 重松 完一（大分県福祉保健部高齢者福祉課長）
委員 川野 義人（大分県福祉保健部障害福祉課長）
アドバイザー 有馬 健（国立別府重度障害者センター所長）
アドバイザー 秦野 晃郎（公認会計士）
アドバイザー 山岸 治男（大分大学教育福祉科学部教授）

3 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回福祉保健部指定管理候補者選定委員会 （施設の概要説明、審査基準・スケジュール・ 募集要項等の検討）	平成17年7月20日（水）
公募開始 （公告）	平成17年8月5日（金）
公募に関する現地説明会の実施	平成17年8月18日（木）
公募に関する質問受付	平成17年8月23日（火）
公募に関する質問回答	平成17年8月31日（水）
申請書の受付 （申請：（社福）大分県社会福祉協議会）	平成17年10月4日（火）
応募資格等確認	平成17年10月6日（木）
ヒアリング実施通知	平成17年10月17日（月）
●第2回福祉保健部指定管理候補者選定委員会 （申請団体のヒアリング、審査、協議・選定）	平成17年10月24日（月）

※●は選定委員会

4 審査の方法、審査基準及び配点について

7月20日に開催した第1回大分県福祉保健部指定管理候補者選定委員会において、審査基準及び配点を定めました。この内容は、募集要項に記載しています。

審査基準	審査基準における評価項目	配点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの管理運営の基本方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 	20点 ×7人 =140点
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 ・センターの維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 	20点 ×7人 =140点
3 事業計画書の内容が、施設に管理に係る経費の縮減が図られるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの管理運営に係る経費の内容 	20点 ×7人 =140点
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の内容の適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・類似施設の運営実績 	40点 ×7人 =280点
計		100点 ×7人 =700点

5 申請団体一覧

平成17年8月5日から10月5日までの間、公募を行い、以下の団体から申請がありました。

(受付順)

	団体名
1	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
計	1団体

6 選定結果及び選定理由

10月24日に開催した第2回選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

(1) 選定結果

[団体名]

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
(大分市大津町2丁目1番41号 会長 帯刀 将人)

[事業概要]

障害者の社会参加や自己実現活動を支援するため、機能訓練、スポーツ、文化等の各種教室を開催するほか、体育室やプール等の体育施設を利用した障害者の機能訓練や交流促進の場を提供する。

- ・ 障害のある人々への各種相談、機能訓練、スポーツ、文化活動等の実施
- ・ 障害者団体や特定非営利活動法人（NPO）等との協働や情報提供
- ・ 障害者と健常者の交流促進 他

(2) 選定理由

申請団体の提案は、これまで堅実かつ安全に当該施設の管理運営を行ってきた実績を踏まえ、障害者団体やNPO法人等と連携実績が豊富であることや、障害者のニーズに即したスポーツ教室等、各種講座が充実していること、管理運営体制・施設管理に関するノウハウを持ち、計画に沿った管理を行う能力を有すると認められるため。

7 審査の評価及び得点（各団体の評価項目）

審査基準における評価項目	項目得点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	113.50
(1) センターの管理運営の基本方針	(48.00)
(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(13.25)
(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(52.25)
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	109.50
(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	(52.50)
(2) センターの維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	(57.00)
3 事業計画書の内容が、施設に管理に係る経費の縮減が図られるものであること	70.00
(1) センターの管理運営に係る経費の内容	提案価格 18～22年度 51,045千円 (70.00)
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	234.25

(1) 収支計画の内容の適格性及び実現の可能性	(57.50)
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	(53.75)
(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	(25.00)
(4) 類似施設の運営実績	(98.00)
総 得 点	527.25

総 合 評 価
<p>○申請団体（県社会福祉協議会）は、市町村社会福祉協議会を会員としていること、各種社会福祉団体、行政関係者の参画により運営されていること等から県内に幅広いネットワークを構築しており、社会福祉の各分野に精通し、高度な専門性、中立性を有している。また、施設を利用する障害者のニーズに即応するサービス提供体制が整備されている。</p> <p>○障害者団体、NPO法人、ボランティアとの連携や協働実績が豊富であり、施設を利用する障害者や障害者団体に対する利用調整や情報提供の機能が充実している。</p> <p>○社会福祉の専門知識、障害者スポーツの指導資格を有した職員を抱え、十分な管理運営体制も有し、当該施設の管理運営を行う能力を有すると認められる。</p>

8 今後の予定

指定管理候補者は、選定委員会の結果を踏まえて県で決定し、県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定されます。

【参 考】

第2回大分県福祉保健部指定管理候補者選定委員会議事要旨

○結果 申請者に対するヒアリングを実施し、審査基準に基づき採点を行った。各委員・アドバイザーの採点を集計し、意見交換を行い、身体障害者福祉センターの指定管理候補者として（社福）大分県社会福祉協議会を選定した。

○議題に係る主な質問・意見等

- ・職員の人件費は増加が見込まれているのか。
- ・利用者の増加に向けた目標数値の設定根拠は何か。
- ・利用者が増加した場合、経費の支出が増加するのではないか。
- ・提案価格と、これまでの運営管理に要していた経費との差はどうなっているのか。
- ・他の類似施設の利用率の把握は行っているか。